

労災保険施術料金算定基準 & 賠償施術料金上限目安料金表

単位：円

項 目		労災算定基準	自賠償目安上限	
初 診 料		2575	3090	
	加 算	時 間 外	650	780
		深 夜	3,740	4,490
		休 日	1,870	2,240
初検時相談支援料		150	180	
再 検 料		490	590	
往 療 料	片道4 km以内	2760	3310	
	片道4 kmを超える場合	3,060	3670	
指 導 管 理 料		680	820	
運 動 療 法 料		380	460	
特 別 材 料 費	骨 折 ・ 脱臼等	1,670	1,670	
	打 撲 ・ 捻 挫	1,020	1,020	
包 帯 交 換 料	骨 折 ・ 脱臼等	770	770	
	打 撲 ・ 捻 挫	410	410	
宿 泊 費		1,400	1,400	
食 事 料 (1食につき)		470	470	
施 術 情 報 提 供 料		1,000	1,000	

整復 ・ 固定料		労災算定基準	自賠償目安上限
骨折	大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨	14,100	16,920
	鎖骨・肋骨・手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指骨	6,540	7,850
不全骨折	骨盤・大腿骨	11,340	13,610
	下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,700	10,440
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,860	5,830
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指骨	4,620	5,540
脱臼	股関節	11,100	13,320
	肩関節	9,780	11,740
	肘関節・膝関節・手関節・足関節・指関節	4,620	5,540
	顎関節	3,060	3,670
打撲・捻挫・施療料		910	1,090

			自賠償目安上限			
			労災算定基準	2 部位以内		3部位以上
後療料	骨 折	一般	1,020	2,040		1,220
		拘縮	1,310	2,620		1,570
	不全骨折	一般	870	1,740		1,040
		拘縮	1,150	2,300		1,380
				初検から3ヶ月以内	4ヶ月以降	
	脱 臼		870	1,740	1,040	1,040
打撲・捻挫		615	1,230	740	740	
電療料	骨折・不全骨折	553	1,110	1110	660	
	打撲・捻挫	553	1,110	660	660	
温電法	骨折・不全骨折	95	190	190	110	
	打撲・捻挫	95	190	110	110	
冷電法	骨折・不全骨折	100	200	200	120	
	打撲・捻挫	100	200	120	120	

- ※① 2024年10月1日以降の目安料金です。
傷名・請求部位・料金については、個別に損保会社の担当者と交渉できます。
- ※② 自賠償の算定基準は、労災保険の取扱いに準拠しています。
- ※③ 3部位以上、4ヶ月以降の請求については、減額ではなく労災料金の1.2倍に戻ります。
また、他医療機関等から転医してきた場合で拘縮後療を算定する際、包帯交換料は算定できません。
- ※④ 特別措置料金に係る表の末尾に以下を追加します。
- 不全脱臼は、捻挫の部に準じます。
- 筋・腱の断裂（いわゆる肉ばなれを指し、挫傷を伴う場合もあります。）は、打撲及び捻挫に準じます。
- ※⑤ 運動療法料は、負傷部位数に関係なく1回を算定します。また、労災保険では、部位や回数に関わらず、運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行うこととされています。
- ※⑥ 後療時には、関節可動域・筋力の評価を行い、経過および所見を施術録に記載することとされています。